

I 総論

【問一覧】

（証明の種類）

- Q 1 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い諸外国が講じている輸入規制はどのような措置があるのですか。
- Q 2 日付証明とはどのようなものですか。
- Q 3 産地証明とはどのようなものですか。
- Q 4 放射性物質検査証明とはどのようなものですか。

（その他の証明）

- Q 5 農林水産省が発行する産地証明の代わりとなる証明書はありますか。
- Q 6 商工会議所が発行するサイン証明書とはどのようなものですか。
- Q 7 原産地証明とはどのようなものですか。
- Q 8 放射性物質に関する証明書以外の輸出に関する問合せは、どこに連絡及び確認をすればいいのでしょうか。

（証明書の発行対象国）

- Q 9 放射性物質に関する証明書はどの国に対して発行することができますか。
- Q 10 農林水産省ホームページに掲載されていない国への輸出は通常どおりできますか。
- Q 11 「諸外国・地域の規制措置」（PDFファイル）に記載のない国については、証明書は必要ありませんか。

（窓口・発行機関）

- Q 12 放射性物質に関する証明書の取得には、どのような手続きが必要ですか。
- Q 13 輸出する品目によって、証明書を発行する機関は異なりますか。
- Q 14 食品と水産物や酒類を混載して輸出する場合、証明書を発行する機関はどうなりますか。

（申請者）

- Q 15 証明書の申請は誰でもできますか。
- Q 16 証明書の申請者に、代行業者や外国企業も入りますか。

（申請方法）

- Q 17 申請にはどのような方法がありますか。
- Q 18 証明書の発行に手数料等は必要ですか。

（証明書添付の事例）

- Q 19 証明書を要求している国に、見本市等に出展するため持ち込む場合、小包での送付やハンドキャリーで持ち込む場合でも証明書の添付は必要ですか。
- Q 20 証明書を要求している国に、個人消費の目的で貨物を輸出する場合、証明書の添付は必要ですか。

- Q21 外国で製造された製品を日本に輸入し、証明書を要求している国に再輸出する場合、
証明書の添付は必要ですか。
- Q22 輸出先国の税関において、産地証明書でよいとされている（或いは、いずれの証明書も不要である）輸出品に対し、検査証明書等の他の書類の提出を求められた場合、
どのように対処すればよいですか。

(証明の種類)

Q 1 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い諸外国が講じている輸入規制はどのような措置があるのですか。

A 1 現在、33の国・地域が日本食品の輸入に対し規制措置を講じています。

規制措置には、①輸入停止、②証明書の添付を要求、③輸出先国内での放射性物質検査、などがあります。詳細については、農林水産省ホームページに「諸外国・地域の規制措置」を掲載していますのでご確認ください。

②の証明書には、主に以下の3つの種類があります。

ただし、国・地域ごとに基本的に証明書様式は1種類で、チェックボックスにより証明内容が変わります。

(i) 日付証明

(ii) 産地証明

(iii) 放射性物質検査証明

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

Q 2 日付証明とはどのようなものですか。

A 2 平成23年3月11日より前に生産・加工されたことを証明します。

Q 3 産地証明とはどのようなものですか。

A 3 輸出先国の規制する都道府県以外で生産・加工等されたことを証明します。

Q 4 放射性物質検査証明とはどのようなものですか。

A 4 輸出される食品に対して、指定検査機関が放射性物質検査を行い、その結果について、政府機関が輸出先国の放射性物質基準値を超えていないことを証明します。

(その他の証明)

Q 5 農林水産省が発行する産地証明の代わりとなる証明書はありますか。

A 5 一部の国では、商工会議所が発行するサイン証明書、原産地証明書が産地証明書として認められています。シンガポールでは福島県、茨城県、栃木県及び群馬県以外の都道府県産の食品についてはサイン証明書を、アラブ首長国連邦のアブダビでは福島等5県以外の道府県産の食品についてはサイン証明書を産地証明として認めています。

Q 6 商工会議所が発行するサイン証明書とはどのようなものですか。

A 6 商工会議所発行のサイン証明書は、申請者が書類上に肉筆で自署された署名が、商工会議所に登録されているものと同一であることを証明することにより、その書類が署名者によって正規に作成されたものであることを間接的に証明するものです。

シンガポール（福島で生産・加工された品目及び茨城、栃木、群馬県産の林産物・水産物を除く）、アラブ首長国の産地証明が求められる地域・品目について、政府機関が発行する産地の証明書に代えて、商工会議所によるサイン証明で輸入を認めら

れています。

Q 7 商工会議所が発行する原産地証明とはどのようなものですか。

A 7 各地の商工会議所が発給する証明書で、輸入国の法令・規則に基づく要請等がある場合、提出するものです。原則、原産地証明で証明する産地は国籍となっており、一部商工会議所においては、原産地証明書に都道府県名等の産地を記載することを認めていないケースや、取扱をしていないケースがありますので、詳細は地域の商工会議所にお問い合わせください。

Q 8 放射性物質に関する証明書以外の輸出に関する問合せは、どこに連絡及び確認をすればいいのでしょうか。

A 8 動物検疫及び植物防疫については、農林水産省動物検疫所及び植物防疫所、また、輸出入手続き全般や関税等については、財務省税関相談官の問合せ窓口にご相談ください。

(参考)

輸出入通関手続や税番・税率等に関するお問合せ（税関相談官）

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

(証明書の発行対象国)

Q 9 放射性物質に関する証明書はどの国に対して発行することができますか。

A 9 証明書が発行できる国は、農林水産省ホームページ「各国の輸入規制(証明書関係)」に記載しています。記載のない国向けには証明書の発行を行っていません。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

Q 10 農林水産省ホームページに掲載されていない国への輸出は通常どおりできますか。

A 10 農林水産省ホームページには、外務省を通じて全世界の各国に対して輸入規制措置の内容を確認した結果を掲載しています。掲載のない国については、輸入規制措置がとられていないものと考えられますが、輸出に際しては、当該国の最新の規制内容について、輸入業者等を通じて確認することをお薦めします。

Q 11 「諸外国・地域の規制措置」(PDFファイル)に記載のない国については、証明書は必要ありませんか。

A 11 記載のない国は、現時点で、相手国政府から原発事故に伴う放射性物質に関する輸入規制について通報がない国です。

しかし、輸出に際しては、必ず輸入業者等を通じる等して相手国に最新情報を確認してください。また、確認の結果、新たに証明書が要・不要である情報を得た場合は、農水省食料産業局輸出促進課(電話03-6744-2061)までご一報願います。

(窓口・発行機関)

Q 12 放射性物質に関する証明書の取得には、どのような手続きが必要ですか。

A12 インターネットを使用した輸出証明書発行システム（以下「システムという。）を用いて、地方農政局等（北海道農政事務所、沖縄総合事務局、特定の農政局支局を含む。以下同じ。）の窓口で証明書の発行を申請します。証明書の種類により必要な事項が異なります。なお、申請に先立ち、農林水産省ホームページ「食品等の放射性物質規制に係る輸出証明書のインターネットによる申請手続きについて」等をご確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html

Q13 輸出する品目によって、証明書を発行する機関は異なりますか。

A13 農産品、加工食品は、地方農政局等が証明書を発行しています。水産物は、水産庁及び一部の都道府県、酒類は国税庁（地方国税局）が証明書を発行しています。申請手続きについては、輸出する品目によりそれぞれの所管省庁の申請窓口にご確認ください。

農林水産省ホームページ「諸外国・地域向け輸出証明書の申請窓口一覧」

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html#madoguchi

Q14 食品と水産物や酒類を混載して輸出する場合、証明書を発行する機関はどうなりますか。

A14 韓国向けの水産物を除き、まとめて地方農政局等に申請することが可能です。なお、輸出先国によっては、通関の際、トラブルが発生することがございますので、予め輸入事業者等を通じて輸出先国にご確認いただきますようお願いいたします。

（申請者）

Q15 証明書の申請は誰でもできますか。

A15 申請者は、食品等を輸出しようとする者であり、インボイス、B/L、AWBに輸出者として記載がある者です。また、その代理人が申請者から委任を受けていれば、証明書の申請手続をすることも可能です。

Q16 証明書の申請者に、代行業者や外国企業も入りますか。

A16 代行業者等であっても、自身が輸出する場合には申請者となり得ます。申請者の代理人として申請行為を行うこともあり得ます。

日本国内に所在する外国企業は、申請者となり得ますが、日本国外に所在する企業が輸出事業者として申請する場合は、日本国内に事務所を有する代理人に委任して申請する必要があります。

（申請方法）

Q17 申請にはどのような方法がありますか。

A17 証明の種類によりシステムによる申請と書面による申請のどちらかになります。

日付証明、放射性物質検査証明、産地証明については、システムによる申請を基本とし、ブラジル向けの清涼飲料水を対象とした原産地証明及びオマーン、バーレーン

向けの食品等輸出事業者を対象とした輸出事業者証明は書面による申請になります。

Q18 証明書の発行に手数料等は必要ですか。

A18 政府機関による証明書の発行は、無料です。

ただし、証明書の郵送での交付をご希望の場合には、宛先を記入した返信用の封筒に郵送に必要な額の切手を貼り付けたものを証明書を発行する地方農政局等にご提出いただくことになります。提出方法については、事前に証明書を発行する地方農政局等にご確認ください。

(証明書添付の事例)

Q19 証明書を要求している国に、見本市等に出展するため持ち込む場合、小包での送付やハンドキャリーで持ち込む場合でも証明書の添付は必要ですか。

A19 商業目的で食品を輸出する際は、証明書の添付が必要となります。個人消費の目的で小包やハンドキャリーで持ち込む場合でも国によっては輸入規制が適用されることがありますので、ご注意ください。

小包やハンドキャリーの場合の具体的な記載方法については、本Q & AのⅢ証明書発行手続のQ8及び農林水産省ホームページの輸出先国別の「証明書記載参考」でご確認ください。

Q20 証明書を要求している国に、個人消費の目的で貨物を輸出する場合、証明書の添付は必要ですか。

A20 個人用貨物に係る原発事故に起因する規制について、韓国、ブルネイ、EU等への輸出には、証明書が不要ですが、EU等は条件があるので駐日欧州連合代表部にご確認ください。その他の国は、証明書の要否を明示していません。詳細については、貨物の受取者を通じて輸出先国にご確認ください。

Q21 外国で製造された製品を日本に輸入し、証明書を要求している国に再輸出する場合、証明書の添付は必要ですか。

A21 輸出先国によっては、外国で製造された製品であっても、日本の港を経由したことを理由に、証明書の添付を求められることがあります。これまでも、相手国当局の求めに応じて、申請があった場合は、外国産の製品であっても産地証明書等を発行しています。

なお、輸入品に不備がある等の理由によりシップバックする等の積み戻しの場合も同様な対応を行いますので、証明書の添付を求められた際には地方農政局等に相談してください。

Q22 輸出先国の税関において、産地証明書でよいとされている（あるいは、いずれの証明書も不要である）輸出品に対し、検査証明書等の他の書類の提出を求められた場合、どのように対処すればよいですか。

A22 輸出先国によっては、現場の検査官まで、自国の輸入規制の内容が周知されていな

い場合があります。輸出先国の輸入規制措置内容や規則を輸入業者等から検査官に示し、説明することが必要です。検査官へ説明しても、通関が認められない場合には、産地証明書等を発行した地方農政局等又は食料産業局輸出促進課へご連絡ください。